

平成27年度和歌山市子ども・子育て会議

日 時：平成28年2月15日（月） 14：00～16：00

場 所：和歌山市役所14階 大会議室

出席：委員15人

担当課等

福祉局長 こども未来部長

子育て支援課 こども家庭課 保育こども園課 こども総合支援センター

地域保健課 教育政策課 学校教育課 教職員課 青少年課

保健対策課 総務企画課 人権同和施策課 市民協働推進課

生涯学習課 教育研究所 保健給食管理課 国保年金課 産業政策課

障害者支援課 市民図書館 商工振興課 スポーツ振興課 少年センター

<次 第>

1 開 会

2 福祉局長挨拶

3 委員紹介

4 会長・副会長選任

5 議題

(1) 幼保連携型認定こども園の認可について

(2) 特定教育・保育施設の利用定員について

(3) 和歌山市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

(4) その他

6 閉 会

会議資料

資料 和歌山市子ども・子育て支援事業計画

和歌山市子ども・子育て支援事業計画進捗状況

資料1 幼保連携型認定こども園設置認可申請予定施設一覧

資料2 特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更申請施設一覧

資料3 乳幼児健診状況 母子衛生統計（抜粋）

1 開会

2 福祉局長挨拶

福祉局長： 皆さん、こんにちは。本日はお忙しいなか、子ども・子育て会議にご出席賜りまして誠にありがとうございます。また平素は本市の児童福祉行政の推進に多大な御尽力を賜り、ありがとうございます。

近年、全国的に出生率の低下が問題になっており、それに伴って人口減少社会に入ってきております。国と地方が総力を挙げて取組んでいく必要があります。

本市におきましても、人口減少に歯止めをかけるべく、昨年11月に「和歌山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。そのなかでは妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援やワーク・ライフバランスの実現に取組み、全国一子育てしやすいまちを目指すことを明記しています。

また、並行しまして、本会議で繰り返しご審議いただき策定されました「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子どもが健やかにきらきらと育つまち」を目指して、今年度より、医療、保健、福祉、教育に亘り、様々な施策に取り組んでいるところです。

本日は、本計画の開始年度半ばではありますが、進捗状況のご報告をさせていただき、また、本会議の重要な役割であります幼保連携型認定こども園の認可に関すること、及び特定教育・保育施設の利用定員についてのご審議と、多岐に及ぶ議題となります。限られた時間ではありますが、本市の次世代を担う子どもたちのため、どうぞ活発なご意見・ご提言をいただきますようお願い申し上げます。

3 委員紹介

4 会長・副会長選任

事務局： 和歌山市子ども・子育て会議条例第5条第1項に基づき、会長・副会長の選任をお願いしたいと思いますが、いかが取計らいいたしましょうか。

委員： 事務局案をお持ちであれば、ご提示ください。

事務局： 事務局案とのお声をいただきましたので、当計画策定の段階から会長、副会長をしていただいております委員に引続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員： 異議なし 《承認》

事務局： 会長、副会長が選任されました。

会長・副会長にご挨拶をいただきたいと思います。

会長： それでは、私どもで勤めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

昨年の4月に新制度がスタートいたしました。いろいろな意味で気にしていただいていたのではなかろうかと思えます。この新制度の成功も昨年行いました国体の成功もずーと手繰っていくと、地方創生というところに繋がって行くのだと思えます。国体でも、いろいろな形で、ここにおいでの皆様もご協力いただいたのではないかと思います。私も式典・演技部会長という仕事を5年間勤めました。開催県に行ったり来たりと往復しながらやってまいりました。最後の昨年については、4月から練習が開始されまして、雨合羽をたくさん用意するんですけど、1回も使用することもなく、天候に恵まれました。そしてうれしいことに最後に天皇陛下がお誦になった詩のなかに、紀の国国体のことが謳われておりました。天皇陛下の前で大きな鯨が潮を噴くんですが、こういう詩です。「つくられし鯨が出でて潮を噴く。集団演技で国体開く」おいでになられた次の開催県の視察の方々のご意見も上々でございましたので、また和歌山に行ってみたいというお気持ちの方が増えたのではなかろうかと思えます。

さて、今日は昨年からスタートしました子ども・子育て支援事業の進捗です。また大きな成果も皆さんに見ていただきます。子育て支援側に立ったり、子どもの立場に立ったりして、考えていかなければなりません。どうぞよろしく願いいたします。

副会長： 皆様こんにちは。会長と同じく副会長に引続き就かせていただきます。会長のご挨拶にもありましたように、いよいよ新法のもとに新制度が始まり、よりよいものに実効性のあるものにしていくというのが、この委員会の最大の使命ではないかと、心得ています。委員の皆様のご積極的なご参加とご協力ぜひこの和歌山市を盛り立てていきたいと思っております。

子ども・子育て支援法に基づき、厚労省から新たな研修を求められておまして、子育て支援委員研修とありますが、和歌山大学が和歌山県から事業受託し、基本研修、専門研修と県内で実施してまいりました。皆さん、熱い思いで、子育て、子どもの育ち、子育て支援ということで、熱心に受けておられます。和歌山市においても、学童保育の研修の熱心な皆さんを目の当たりにしまして、地域で子どもを育てる、社会全体で子どもを育てていくという受講生の心意気に触れているところです。この委員会においても、そういう皆様の期待や熱い思いに寄り添いながら、一層和歌山市の子育て支援がすすんでいく委員会になればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

5 議題

会長： 議題に入ります。

議題(1) 幼保連携型認定こども園の認可について 事務局からご説明をお願いします。

保育こども園課： 資料1 幼保連携型認定こども園設置認可申請予定施設一覧をご覧ください。

認可申請状況の報告です。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の第17条第3項に基づき、本市においては本会議の意見を聴かなければならないことになっておりますので、議題としています。

平成28年度から幼保連携型認定こども園として認可申請は、いずれも保育所からの移行3園となっています。なお、移行特例の適用項目について、表の右端に記載しておりますが、将来的には、基準を満たす努力をしていただくことを前提に、保育教諭の資格、園舎の構造、面積等を移行特例を適用して、認可する予定です。現在の申請内容で不足する点や不備の有る点を調整している段階ですが、書類が整い問題がなければ、認可したいと考えております。以上です。

会長： ありがとうございます。それでは、何かご質問等ありますか。

委員： この3園は公立、私立のどちらですか。

保育こども園課： 3園全て私立です。

会長： 他にご質問はありませんか。3園の幼保連携型認定こども園の認可について異議ございませんか。

《異議なし》

会長： それでは、よろしく願いいたします。次に議題（2）特定教育・保育施設の利用定員についてです。事務局からご説明をお願いします。

保育こども園課： 資料2をご覧ください。

子ども・子育て支援法第31条の第2項に基づいて、議題とさせていただきます。

利用定員の設定という項目で、名草幼稚園を記載しておりますが、こちらは現在私立の幼稚園ですが、28年度から幼稚園型認定こども園に移行する予定となっております。幼稚園型認定こども園については、県において認定の後、市において確認申請の手続きで利用定員を設定する流れとなっております。

次の項目の利用定員の設定ですが、議題1でご説明しました幼保連携型認定こども園に28年度から移行する3園となっております。移行後今年度と比べると、それぞれ利用定員の増加となります。

次の項目では利用定員の変更についてです。施設種別は変わりませんが、利用定員を変更される施設を記載しております。つくし幼保園が利用定員を10人増加する予定となっております。

施設の供給量として、ブロック2, 4, 6では需要量を供給量が下回っておりますので、定員増加につきましては問題ないものと考えております。ブロック5では、増加する1号認定について、既に供給は足りていますが、保護者の就労状況に関わらず通い続けることのできる認定こども園制度の趣旨を考慮し

ますと、若干の定員増か5人分については問題ないと考えます。以上です。

会長： ありがとうございます。今のご説明では、各ブロックの増員についても問題がないというご説明をいただきました。ご質問はありませんか。特にないようであれば、確認ということよろしいでしょうか。

《異議なし》

会長： 次の議題に入ります。和歌山市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、事務局からご説明をお願いします。

事務局： それでは「子ども子育て施策の展開（計画第4章部分）の進捗状況について説明いたします。

なお、説明については、1ページの「1子どものすこやかな成長を支える母子保健事業の充実」から42ページ「6 若者育成支援の充実」までを時間の都合上、一括して説明します。

まず、総合的に146施策中、31年度目標値を設定しているものが、125施策、その内、平成26年度、平成27年10月までに目標値に達した施策数は76施策であります。全体的な達成率としては、約60%です。

まず、1ページから8ページ、新番号1～29番の「1子どもの健やかな成長を支える母子保健事業の充実」の進捗ですが、一部25年度から26年度実績にかけて数字が下がったものも見られますが、概ね65%が目標値を達成し、また目標値に近いものが多いと思われま。また、資料3に乳幼児健診状況をお配りしていますので、参考にしてください。

次に9ページから21ページ、30～69番の「2 子育て支援の充実」についてですが、既に目標値を超えているもの、下がってきているものも見られますが、約55%の達成率となっています。

なお、35番の新規事業「利用者支援事業」ですが、今年度10月現在の相談件数は274件ですが、リピーターも増え、今後も周知拡大を図っていきたく考えています。

また、30番「子どもの権利に関する啓発」、59番の「放課後子ども総合プラン」については未実施となっていますが、30番については今後講座を開催する予定と聞いていますし、人権委員会との共催で実施して行く予定があると聞いています。59番についても放課後児童の多様な活動を行えるように放課後健全育成事業と放課後子ども教室を計画的に整備を進めていく予定であると聞いています。

次に 22～23ページ、70～76番の「3 子育てと仕事の両立支援の充実」ですが、進捗状況を見ても概ね70%が目標値を達成し、72番の「学校行事等への父親

の参加促進」等の目標値が100%と難しいものもありますが、26年度より27年度は94.3%と遥かに伸びているものもあります。

24～30ページ、77～101番の「4 様々な家庭への支援の充実」ですが、25施策中、目標値を設定しているものが11施策と少ないわけですが、ひとり親への支援、障害児施策、子どもの虐待防止等、内容上、指標項目はあるものの目標値を立てることが困難なものが多く、達成率については目標値が大きいものも見られます。ただその中で、89番「障害のある児童の放課後児童クラブへの受入れ」、102番「絵本の読み聞かせの啓発」等、目標値の数字に徐々に近づいているものも多く見られます。

ただ国も「こどもの貧困対策事業」で特にひとり親の貧困対策に急遽、今年度補正や28年度当初予算で対応しているなど、今後重要な施策になってくると思われま

す。31～38ページ、102～132番の「5 子どもの生きる力を養う教育環境の充実」ですが、進捗状況を見ても概ね75%が目標値を達成し、126番「特別支援教育支援員派遣事業」は目標値を超え、127番「学校教育相談体制の充実」も着実に数字を伸ばしており、後少しで達成されるものが多いと思われま

す。最後に39～42ページの133番から146番の「6 若者育成支援の充実」ですが概ね65%が目標値を達成しています。

進捗状況は以上です。ご審議よろしくお願

会長： たくさんの施策となりますので、施策体系6つのうち、ページ数の分量から第1、第2をばらばらにして、第3、4と第5、6をまとめて、審議のほうを進めていきたいと思

委員： 資料の表内右側に数字がありますが、単位はどのようになっていますか。

事務局： 1,000円単位です。

委員： 8ページ25番ですが、目標値が100%となっています。内容としては、心身の機能の発達、思春期の特性等々充実を図りますということですが、事業について、もう少し詳しく聞かせてください。

保健給食管理課： 小中学校において、それぞれ養護教諭が実際に実施しており、年1から2回の実施となっております。

委員： できればもう少し詳しくお願いします。質問の意図としましては、今性同一性障害というのが問題になっていますが、子どもたちが自分の性を認識するのが3歳頃からだといわれています。学校では、男の子、女の子、男性、女性ということで、対応されて

いると思いますが、養護教諭の先生は、子どもたちに性同一性障害について、説明されたりしているのでしょうか。

保健給食管理課： 事業内容の把握は今こちらに資料を持っておりませんので、調べさせていただきますと思います。

会長： この様な会議で意見のあった内容については、現場に伝えていただきたいと思います。

学校教育課： 性同一性障害の件ですが、これまで学校のほうで、話をさせてもらった経緯のある学校もあります。こういった問題については、今後、全ての学校で取り上げられているということはないですが、指導の必要性もあるということも考えています。

会長： 思春期あたりの問題を取り上げるときに、今、晩婚化が進み、子どもがほしくてもできないということもありますが、子宮の老化という言葉があって、これは産婦人科でも認識された言葉になって患者に指導がはいつています。ですから、若いうちからそのようなことも合わせてご指導いただかないといけないかとも思います。また考えてみてください。他にありませんか。課題、問題点もそれぞれ記載されてますので、そのあたりも見ながら、ご意見、ご質問ありませんか。

委員： 7ページの23番ですが、昨年の状況ですので、新しい状況になっていれば申し訳ありません。夜間診療をしようとして、小児科が対応できない場合であって、他の医療機関を受診してくださいとのことで、日赤を紹介されました。紹介状がないと、夜間では5,000円必要とのことで支払うことになりました。現在も同じ状態ですか。

総務企画課： 小児科の対応ができなかったということですが、その様なことはないと思うのですが。日赤の5,000円の支払いの件ですが、国の方針で、日赤は3次救急を受ける病院となっていますので、軽症者の救急受診が集中しないということで、その様な制度になっています。

委員： 医師会が急患センターに関わっておりますし、私は急患センターに理事をしております。急患センターの救急受診に関しましては、17時夕方5時から19時の間はお休みになっています。また朝6時から8時も休んでおりますので、その間にお電話をいただいた場合には、対応できない又は、他の医療機関をご紹介することになります。なぜその様にしているのかといいますと、連続して対応すると、休憩時間がないということになります。昨日も私も勤務に入りましたが、休憩時間はとることができませんでした。そうすると医師も看護師も事務も、勤務が大変なことになりますので、原則その時間帯については、例えば日赤、労災、和医大に対応をお願いすることになります。診療改定がこの4月に入りますが、300床以上のところには、全て先ほどの自己負担額が発生すると思われます。紹介がなければ5,000円必要になるでしょう。電話での紹介ではなく書面と

しての紹介状が必要になります。これらの制度は、厚生労働省等からのものですので、変更することができないのが現状です。

委員： 医師、看護師の休憩というのはきちっと取っていただいて勤務をしていただきたいのはもちろんです。診療改定の自己負担金発生が厚生労働省からのものだというのですが、和歌山市の子どもたちを社会で育てていくということなのであれば、和歌山市独自の補助というものがあればいいのにと感じます。子どもの体調変化というのは想像を絶するものですし、夜間ともなると更に親はたいへん不安なものです。何らかの和歌山市での対策を検討していただければありがたいです。

会長： ぜひ、保護者の声として受け止めていただければと思います。

会長： 5ページの19番です。課題・問題点を見てもみると、私立保育所は今まで実施していなかったということですか。

地域保健課： 事業開始が最近で、当初公立幼稚園保育所から始まり、保健所と医大の小児育成も交えて本格的に全園実施していくことになったという経過です。私立保育所でも実施しております。

会長： 第1の施策はよろしいですか。それでは第2の施策に移りたいと思います。10ページから21ページですが、ご質問等何かありませんか。

委員： 17ページ51番延長保育についてです。課題では「実施箇所数を増やす必要がある」となっておりますが、平成26年度の決算額から平成27年度予算額が大きく減額をされています。少しご説明をお願いします。

保育こども園課： 平成26年度から27年度の予算額が減ったということにつきましては、基本分が施設型給付のほうに移行したために、延長保育の予算額としては追加分のみの表示になりますので、減額表示になります。

個々の園に延長保育の運営費用としての総額は、同程度入っており、運営に縮小はありません。

委員： 今の説明では保育時間に詳しい人でないと分からないと思います。

保育こども園課： 平成27年度から、8時間保育と11時間保育の設定があります。その間の3時間も延長保育として、施設型給付に組み込まれておりまして、11時間以降の延長保育分の予算として、こちらの表示額となっております。

委員： 19ページの62番です。待機児童についてですが、年々増えているように感じますが、

31年度の目標値として、「0」ですので、解消される計画となっています。これは、認定こども園が増えてくることで、解消するだろうという見込みなのですか。

保育こども園課： 31年度に向けて子どもの数が減っていくという推計が前提にあります。現在の待機児童の対策としましては、各保育園に定員の増加を改築時においてお願いしております。また、民間幼稚園さんのほうが認定こども園に移行していただくことで、0・1・2歳の保育をしていただくことができれば、解消できるものと考えています。

委員： 240人は11月1日現在であって、現在はどのくらいになっていますか。減っているのですか。

保育こども園課： いえ。申請数が増えて、待機児童数としては増加しています。

会長： 新制度を期待して入所が増えているというのもあるでしょうし、求職者ということで、女性の活躍を応援するかたちが盛り上がりを見せていますので、保育の需要は増えているでしょうね。

保育こども園課： もうひとつの一因と考えられるのが、県が3人っこ施策を始めたこともあると思います。3人目は保育料が無料になるというものです。その制度が始まってから待機児童が出始めたように感じます。それまでの待機児童はありませんでした。

会長： 子ども・子育て支援新制度という小さい冊子があるのですが、その中には「入れなければ入れるまで自治体に訴えていくように」と書いてありますので、新制度は皆が入所できるのは大前提での出発だったと思います。5年間の猶予はありますが、どうぞ、そういう意味では、配慮した相談に応じてほしいと思います。

委員： 待機児童がたくさん出ておまして、その受け皿を作れたらいいということは分かりますが、実際職務に当たる保育士の数が不足しているということがあると思います。われわれも民間の幼稚園として、認定こども園になりたくても保育士さんの確保は問題になると思います。そのあたりのお考えはいかがでしょう。

保育こども園課： 保育士不足は公立保育所においても同じ状況です。県の事業ですが社会福祉協議会では、潜在保育士の掘り起こし事業をされております。そこには私立保育所出身の園長先生が活躍しています。どうしても掘り起こしても実際はランクが大きく働くまで至らない方が多いようです、その様な方に研修等で現場復帰のための事業を実施しているところです。

委員： 潜在保育士というのは和歌山県において5,000人います。そしてその事業に登録さ

れている人は2名です。これでは数字に表れていません。ある程度の登録者があるなら、今のお話も分かりますが、この状況では詭弁です。11時間が標準となれば、公立においても8時間が標準であったのに、保育士が不足に困っているのは同じです。いくら制度がよくても、保育士がないんですから受けようがありません。どれだけお金を積んでもらっても働く保育士がないんです。待機児童が増えて当然です。

今おっしゃった詭弁ではなく、本当に何とかしなければならないと思うならば、県に任せておくのではなくて、市独自で何らかの施策が必要ではないでしょうか。許認可権も持っている中核市なので自ら何かをしないとイケないと思います。

保育士がいないので受けない施設が随分あると思います。横浜市と同じようなもので、制度が充実して建物が建って受け入れのハードは万全であるのに、働く先生がいないのでオープンできないというものです。和歌山も大学はないし、年度途中での受け入れる養成校もないし、むりではないですか。保育士が足りないのは分かっているのだったら、県のことはおいといて、市で何とかならないものでしょうか。

保育こども園課： 情報では、県登録者数は9,000人、60歳以上の働いていない人が約5,000人と聞いています。県の事業ということではありますが、代表者には市の園長先生であった職員が就いておりますので、和歌山市を優先して紹介してくださっていますし、今年度の就職者は20人程度と聞いていますので、2人というのではないと思いますが。

委員： 20人だとしても、10時から午後2時の希望者ということであれば、雇う側もどうしようもありません。いろいろな働き方がある中で、早朝や夕方遅くまで働ける人がないんです。国でも今や保育士でなくとも研修を受けた人を支援員として、資格者とともに2人で勤務も可能となっている。そこまでしているのに、受け入れる人が足りないということです。和歌山市も現状を再度確認して、本当に保育士がいないのかどうなのか確認してほしいと思います。その様な事業を実施して、人件費でも出すなど和歌山市で何とかしないとイケないのではないのでしょうか。県任せで、和歌山市優遇と思っているのは少し甘いと思います。この事業も2,3年目に入っているのに全く軌道に乗らないというのは、機能していません。和歌山市は楽観的すぎます。

委員： 養成校として責任を感じて聴いておりました。18歳人口が減っていくでしょう。信愛も保育課100人の定員ですが、確保も難しい状況です。学生も4月に送り出して、保育職を続けるという、続けることができるということも考えていただきたいと思います。条件として、その子達が結婚・妊娠・出産した後もその職場に戻ることができるという環境、正規職員として復帰できることが大事です。パートがいくら増えても、時間帯は限られていますし、残されている少ない正規職員の負担が増えるばかりで、また正規職員が離職します。保育士においては、勤務時間丸々を子どもたちの対応をして、その後残務をすることになれば、かなりの負担です。今勤務時間中に雑務ができるように国に働きかけていただいているとのことですが、本当に厳しいです。今勤続年数として平均3年ない状

況です。

委員： 参考程度として聞いてください。最近私立幼稚園に対して、認定こども園になってほしいというのがありますが、それに伴って、よく分からない業者からFAXで、保育士の登録者の情報が送られてきます。氏名はもちろんありませんが、経験数等の情報が示されています。試しに連絡してみると、やはり委員の言ったとおり10時から午後2時程度の日中真ん中でした。そういう現状もあります。

会長： 新制度が始まり、進捗状況をはじめて測る中で、どこの自治体も問題点が出てきて、そこから、国にいろいろ伝えていくところだとは思いますが、雇用条件も改めない限り、難しいようです。どうぞ声を上げて、国のほうに現場の状況をお伝えください。厳しい現場の状況を知らせていただいたのですから、県や国へ上げていってください。

委員： 国も実はいろいろ考えておりますようで、保育士の免許がなくても仕事に携われるようにという施策もありますが、他に、保育士の業務をきちんと線引きしようとしています。例えば、掃除、洗濯等の作業をする人を別に雇うというものです。子どもに接する業務は資格が必要な保育士が担います。全国の自治体でも取り入れています。国も例えば、日誌もパソコン入力でできるような補正事業として予算をつけています。国でも何とかしようとしているこの機運に乗って行っていただきたい。

これからはお金をどんどん出すような自治体には職員が集まっていくが、和歌山市のような考え方の市は取られるばかりではないでしょうか。国の制度にはついていくのに努力はしていただいておりますが、市独自のものが出てこないのは残念です。

局長： ご指摘ありがとうございます。人的な面、財政的な面あるかと思えます。ここで忘れてはならないのが、何年前かに3党合意で出された社会保障と税の一体改革であります。消費税のアップで14兆円のうちの社会保障の充実にあてる額約2割2.8兆円その中の7000億円が子ども・子育ての制度に充てられています。保育士の確保の問題も含め、財源とは切っても切れない問題でして、国にも要望をしていく必要があります。国が借金をしてでもやろうというものですから、要望はしていかなければならないと考えています。

和歌山県の登録については、事実確認をきちんと行なったうえで、どのようにしていったらよいかということになります。

また、国、県、市のお声がいろいろ上がりましたが、国・県・市はやはり役割というものがあります。県は広域的な役割があり、その観点から、ここでは保育士の部分等主体的となって実施しているものです。それに足らずは、当然私どもでも何ができるかは課題となります。

国・県・市の役割を越えて、県の役割に市が踏み込んでしまうと、市の財政状況に影響が出ます。地域創生の観点から総合戦略ということで、本市も動き出していますので、1歩1歩少しずつ進んでいるものと考えています。

会長： ありがとうございます。20ページの64番です。こども医療費について、来年度はさらに充実するわけですね。

こども家庭課： 発表まで今しばらくお待ちくださいますようご理解ください。

会長： 第3・4の施策について、お願いします。22ページから30ページまでです。

会長： 24ページの78番です。28年度に制度改正されますか。

こども家庭課： 第2子、第3子が倍額ということです。今国会にかかっているところですので、ご理解ください。

委員： 30ページ99番の子どもの虐待の件です。予算が0ですが、事業としてはどのようなことをされていますか。

こども総合支援センター： 会議を開催するための予算は持っていませんが、会議の構成員、市職員、関わる機関の方々に集まっていたり、回数を多く重ねていこう、それと合わせて情報の共有をはかっていくために連携を密にするというようなことを日々重ねております。

委員： 和歌山市内でも虐待問題というのはどのような状況ですか。事件には至らなくても同ですか。

こども総合支援センター： 虐待を疑うケースで連絡が入るのは、25年度から26年度にかけて1.9倍になりました。今年度は少し落ち着いてはおりますが、25年度よりは超えています。全国的に本市においても、数年前と比べるとかなり増えております。

委員： それらの情報が入るのは、地域の方からの通報が多いのですか。

こども総合支援センター： 警察に一報が入るのは市民の方です。その情報が県の児童相談所に入り私どものところに入ります。各保育所・幼稚園、学校、中学校という子どもの通う施設からの通報、保健センター、福祉事務所では生活保護課等、直接近隣の方からも通報がある場合もあります。

委員： 未然に防ぐためには、地域の力は大きいと思います。

会長： 虐待という確信が持てなくても、「もしかして」ということで、通報が増えたと思います。どうぞご対応よろしくをお願いします。

委員： 27ページの88番について、質問させてください。

障害の可能性のある子どもたちへの理解を深めたいという保護者の声を聞きます。ここでは関係者の方への専門性のある研修だろと思いますが、一般の方向けの研修はありますか。「関係者」と記載されていますが、関係者とはその様な方を指しますか。

学校教育課： 当課においては、教員だけでなく、支援員というかたちで雇用のある方、新規採用の教員の方、特別支援学級を新たに担当するものの研修です。ここでの指標は、当課が主催するものでして、市民の方向けは実施していないのが現状です。

委員： 広く市民に学びの場を提供していただくことがあれば、地域の理解が深まると思います。虐待問題の防止にも繋がる部分があるように思います。ただ子育てに疲れて手が出てしまったり、育児放棄だけではなく、最近手がかかってしまう子どもさんが多くなっていると聞きますし、どうしていいかわからない親が多くいます。身近でも多く聞きます。専門性も必要ですが、地域の助け合いは重要になってくるのではないかと考えます。そういう意味で、学ぶ場があればいいなと考えました。以上です。

子育て支援課： 市民の方の学びの場というものではありませんが、お手元に配らせていただいております「てとて」という冊子です。子どもの発達支援ガイドブックとしています。相談窓口や施設等の情報をまとめています。ご心配のある保護者の方にガイドブックとしてご利用いただけたらと思い作成しました。

会長： 学校教育課でも「保護者に対する」というところで考えていただけませんか。

委員： 88番の学校教育課がされているような専門的なものとは少し違うと思いますが、その様な子どもたちには、どのように接したらよいか、どのように寄り添えばいいかなどを学べれば、支援する人も保護者も、知っておくことで安心できるということではいいと思います。

会長： 障害の問題も大きくなってきました。また対象の子どもたちも増えているようです。保護者の立場からいけば、詳しくいろいろなことを知りたいということもあろうかと思えますので、またご検討ください。

委員： 27ページ、29ページに渡って、先ほどのご質問と少し重複しますが、障害者への理解という意味でご質問です。この4月から障害者差別解消法が施行されましたが、そもそも医学モデルから社会モデルへと変革していったということで、障害のある人たちが社会的な障壁にぶつかった時点で差別になるということです。子どもたちが育っていく中で様々な問題にぶつかっていると思います。障害のある人たちには何の問題もなく、社会に問題があるということ、まずは行政の方たちが理解していただきたい。私の周りでも、

生まれたときは地域の子どもたちの中で楽しく育っていたにも拘らず、小学校に行く時点で、小学校から拒否される等、社会に差別を受けてきたのを多々見てきました。障害があるないに関わらず、その子ども個人をみた社会を大人たちは示すべきだと常々感じております。「障害者のある人への理解促進」と言う表現ひとつにしても健常者と分けているように観えます。行政として責任をもった対応をお願いいたします。

障害者支援課： 貴重なご意見ありがとうございます。障害者の差別につきましては、来年4月の施行に向けて条例等対応に邁進しているところです。職員に対しても、検討委員会を設けるなど、事例をもって差別にあたらぬか等研修も重ねていきたいと考えております。

委員： 委員の意見を聞きまして、先ほどの意見に追加させてください。手帳があるないに関わらず、そういう子どもたちも同じ目線で受け入れるという理解を深めたいと思っています。

会長： それでは第5・6の施策に進みます。

委員： 34ページの115番です。国際理解教育ということですが、学校と保護者との連携はどのようになっていますか。

学校教育課： 外国籍の保護者の方とどのような連携をとっているかというご質問かと思いますが、学校によっては、外国人の保護者の方に学校に来ていただいて、自国の文化等のお話をさせていただいたりしていることはあります。ただ市内全体の学校では行なわれているかどうかは把握していません。

委員： 質問の趣旨は、子供たちは異文化ということで、いろいろ経験できると思うのですが、学校で子どもがだんだん馴染んで日本語も理解できるようになってきますが、例えばプリントを持って帰っても保護者が理解できないということがあります。子どもが読んで聞かせるというのも家庭の中ではいいと思うのですが、やはり保護者としては、学校での子どもを知りたい、他の保護者とも関わりたいと思っている方は多くいます。学校、保護者、地域の連携は大事だと思います。決め細やかな対応を期待します。

学校教育課： 確かに学校から配布する文章はなかなか難しいものもあります。担任が電話等での連絡でお伝えするなどはしておりますが、ご意見は頂戴しまして、今後学校のほうに伝えるようさせていただきます。

委員： 先ほどからうかがいます障害児の理解、家庭教育や学校教育、保護者への対応等今までのご意見を踏まえて、意見を申し上げます。

ひとつひとつの施策が、担当課というかたちで記載はされていますが、今までの課題全て関連しあっており、ひとつの課だけでは対応することのできないものだと考えます。他

の課や機関との連携がなければ、そもそも課題の解決は難しいものばかりです。子どもの生活は学校生活、放課後や家庭生活とつながっています。

そこで、例えば27ページでいいますと、学校教育課が主催する研修においても若竹学級との連携で研修を実施する等が考えられると思います。生涯学習課との連携も不可欠です。多課の連携は今後施策を進めていくなかで考えていただければと思います。

委員： 一般的なことです。子育て支援事業計画の進捗状況ということで、事務局からの最初の説明の中で「子どもの貧困について施策が必要です」ということでしたが、国のほうでは深刻な状況ということで、六人にひとりが相対的貧困の状態にあるとのこと。和歌山市ではあまりそこまで感じていないのですが、どのようにして子どもの貧困として認めていくのかはわからないのですが、ぜひ実態を明らかにしていただきたいと思います。

子育て支援課： 経済的支援というところでは、子どもの貧困対策に繋がっていると思います。国の指標として25の指標というものがあります。そのあたりを参考にしながら実態は把握して、対策が必要になると思われ。生活支援課であったり当会議に出席のない課であっても連携し、庁内連絡会議等の立ち上げも検討課題です。

会長： 国のほうも所得を並べて、貧困のラインを引いているようですが、そのうち地域に現状調査をする、それによって、支援が始まっていくことと思います。少し立ち上がってきました。課題として、お願いしたいと思います。

委員： 若竹学級の代表として出席しております。現状をお話したいと思います。支援員の研修が開始されました。研修を受講した方はみなさんは「たいへん勉強になった」と言っております。障害のある子どもの理解という部分も研修内容にあって、とても有意義な研修です。コーディネーターとして各学校を回りますが、充実してきたと感じます。ひとつ気になるのは待機児童のことで、学級が増えているのも確かですし、対応もがんばっていただいています、今後もよろしくお願いします。

会長： 指導員の資質の向上ということで、どうなっているのかと思っておりました。ご報告ありがとうございました。時間に限りがありますので、進捗状況につきましてはこのあたりにさせていただきます。

子育て支援課： 新たな取組一覧を簡単にご説明します。

今年度、8つの新たな事業を実施しました。先ほどご説明させていただいた「てとて」のガイドブック合わせて父子手帳を発行させていただきました。

この計画に掲載されていない事業についても、「まち・ひと・しごと総合戦略」において新しく実施していくものもありますので、子育て支援ということで今後も進めてまいります。

子育て支援課： 続いて、計画第5章についてご説明します。

1 ページ目をご覧ください。「教育・保育の提供体制の確保内容」です。

表の見方ですが、左側の表（「27年度確保量進捗」という）計画で使用しています表の様式に、本年度の入園者数を上段に・・・2, 3, 4 段目に本年度の施設の利用定員を確保量（確保方策）として、記入しています。差引きとして、利用定員と入園者数のバランスを示しています。

右側の計画の表の部分は、計画冊子から転記したものです。

左側の表が27年度の現状、右側が今後の計画という風に、を並べています。

1 ページ目は市内全域を示していきまして、2, 3, 4 ページには、各ブロックについて示しています。

見ていきますと、1号認定子どもについては、施設の利用定員、キャパですが、5, 446人分あって、実際の入園者数が4, 166人です。差引き1, 280人が、確保量として余裕があると見ます。

2号認定子どもについては、定員4, 649人に4, 411人の入園者であり、確保はできています。

3号認定子どもについて、4章の個別施策で議論のあった待機児童の課題に繋がります。こちらの表でもあらわになっています。

5 ページをご覧ください。

こちらは地域子ども・子育て支援事業として法定されています13事業の進捗状況です。国の指標に従って設定しており、10月末の値を記入しております。「平成27年度」・「平成31年度」の欄は計画冊子を転記した数字です。

1の時間外保育事業とは延長保育のことです。1から11妊婦健康診査事業までは、第4章においても個別施策に位置づけられていますので、具体的な課題や今後の方向性等を記載しております。

ここでは、2番の放課後児童健全育成事業の低学年と10番の養育支援訪問事業において、10月末の時点で、既に27年度末の見込み量に追いつく、又は大きく上回っており、確保対策が必要になってくるところです。

12番実費徴収に係る補足給付を行う事業と13番の多様な主体の参入促進事業につきましては、13事業には位置づけられていますが、本市では現在未実施であり、今後状況により必要性を検討することとなっています。以上です。

会長： 何かご質問等ありませんか。時間の限度がありますので、このあたりのご質問があれば、直接事務局のほうにご確認ください。これだけの施策の進捗状況をよくまとめていただきました。こちらに課題も明記されていますので、ぜひ引続き努力していただきたいと思えます。

本日はありがとうございました。

こども未来部長： 本日は、長時間にわたりいろいろなご意見を賜りまして、ありがとうございます。去年までの次世代行動計画から引き続けているのですが、子育て支援とは「子ども」の部署だけでがんばっていてもだめだと、庁内全体でどこの課でも関わっていくべきだと、その意気込みが庁内にだんだんと行き届いてきたということを昨年の会議で申しました。市長は子育て支援に重きを置いておりますので、今後も引続き庁内各課全体で、取組んでまいりたいと思います。委員の皆様のご意見でもありましたとおり、「和歌山市としてどのようにがんばっていくのか」というところを念頭にがんばっていきたいと思いますので、今後とも委員の皆様の現場からの意見を賜りたいと思います。

インフルエンザ等も流行ってきておりますので、どうぞ皆様もお身体ご自愛ください。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。